

やまぐち森林づくり推進協議会

＝第4回会議資料＝

平成22年1月18日

山口県農林水産部森林企画課・森林整備課

《資料内容のお問い合わせ先》
山口県農林水産部森林企画課流域管理推進班
（担当者）金子省一、松井良寛
（電話番号）083-933-3464

目 次

◆ 森林づくり県民税の見直し案に関する意見聴取結果

資料No.1

- 1 聴取方法 p.1
- 2 聴取結果の概要 p.2
- 3 聴取結果 p.3

◆ やまぐち森林づくり県民税の見直し最終案

資料No.2

- 1 森林づくり県民税制度について p.8
- 2 現行事業の見直しについて p.10
- 3 新たに取り組む事業について p.12
- 4 次期事業内容と事業量について p.13

◆ やまぐち森林づくりフェスタ実施（案）

資料No.3

森林づくり県民税の見直し案に関する意見聴取結果

見直し案の公表後に行った第2回県民意見交換会や森林づくりシンポジウムなどにおいて、延べ536件の意見が寄せられた。

大半は制度継続や具体的な事業内容に関する意見であり、税制度の継続への反対意見は7件であった。

区分	参加者等	意見提出数
第2回県民意見交換会	421人	122件
森林づくりシンポジウム	700人	400件
パブリック・コメント	8人（意見提出者）	14件

聴取方法

1 第2回県民意見交換会

- (1) 実施期間；平成21年11月12日（木曜日）から11月19日（木曜日）まで
- (2) 実施場所；8会場（岩国、柳井、周南、山口、宇部、下関、長門、萩）
- (3) 延べ参加者数；421人
- (4) 発言者数；74人
- (5) 意見数；122件

2 やまぐち森林づくりシンポジウム

- (1) 実施日；平成21年11月29日（日曜日）
- (2) 実施場所；山口県健康づくりセンター（山口市吉敷）
- (3) パネルディスカッション；会場からの意見聴取。
- (4) アンケート調査；来場者約700人、回答率；約66%（395人）
- (5) 意見数；400件（会場意見5件、アンケート回答395件）

3 パブリック・コメント

- (1) 実施期間；平成21年11月16日（月曜日）から12月15日（火曜日）まで
- (2) 聴取方法；県ホームページへの掲載、文書閲覧
- (3) 提出者数；8人
- (4) 意見数；14件

聴取結果の概要

1 県民税制度の継続

- ・ 536件の意見のうち、賛成意見が大半であり、税制度の継続に反対する意見は7件のみ。

2 県民税事業の見直し

(1) 現行事業の見直し

- ・ 公益森林整備事業 → 奥山での事業の推進要望など。
不在村森林の整備の推進要望など。
- ・ 竹繁茂防止緊急対策事業 → 整備面積の増加賛成など。
- ・ 魚つき保安林等海岸林整備事業 → 事業の継続要望など。
- ・ 周知啓発事業 → 県民税の取り組み等の周知徹底など。

(2) 新たに取り組む事業

- ・ 豊かな森林づくりモデル事業 → モデル事業の取り組み推進。
広葉樹植栽、マツ林再生の要望など。
- ・ 森林づくり活動支援事業 → 活動に必要な資機材の助成要望。
ボランティア団体の育成など。

3 見直し案以外への支援要望等

- ・ 木材（間伐材）や竹の利用促進への支援。
- ・ 鳥獣被害対策への支援。
- ・ 担い手雇用対策への支援。
- ・ 間伐事業の所有者負担の軽減。
- ・ 事業評価の継続要望など。

聴取結果

1 第2回県民意見交換会

発言者74人から延べ122件の意見が示された。

意見の内訳は、税制度に関するものが6件、現行事業の見直しに関するものが38件、新たに取り組む事業に関するものが25件のほか、見直し案以外への支援要望等に関するものが26件、その他が27件となっている。

いずれの意見も、見直し案に対しては賛意を示した上での内容となっている。

(1) 税制度に関する意見

制度の継続や税額に関する意見が示された。

《税制度（6件）》

① 制度（5件）

- ・継続して豊かな森林づくりを進めてほしいなど。

② 税額（1件）

- ・税額は適当。

(2) 現行事業の見直しに関する意見

公益森林整備事業は、奥山での事業の推進、不在村森林の整備推進、事業対象となる森林、採択要件の緩和に関する意見、また、竹繁茂防止緊急対策事業では、整備面積の増加賛成、事業対象となる竹林や対象経費、事業実施の付帯条件に関する意見、魚つき保安林等海岸林整備事業では、事業継続、事業内容などに関する意見が示された。

周知については、県民税や森林づくりのPR要望、子供たちへの森林の大切さの周知、森林づくりレポートの内容などに関する意見が示された。

《現行事業の見直し（38件）》

- ① 公益森林整備事業（10件）
 - ・奥山での事業の推進要望。
 - ・不在村森林の整備の推進要望。
 - ・事業対象となる森林。
 - ・採択要件の緩和など。
- ② 竹繁茂防止緊急対策事業（8件）
 - ・整備面積の増加賛成。
 - ・事業対象となる竹林や対象経費。
 - ・事業実施の付帯条件など。
- ③ 魚つき保安林等海岸林整備事業（3件）
 - ・事業の継続要望。
 - ・事業内容など。
- ④ 周知啓発事業（17件）
 - ・県民税や森林づくりのPRの要望。
 - ・子供たちへの森林の大切さの周知。
 - ・森林づくりレポートの内容など。

(3) 新たに取り組む事業に関する意見

豊かな森林づくりモデル事業は、モデル事業の取り組み推進、広葉樹の植栽、マツ林の再生に関する意見、また、森林づくり活動支援事業では、活動に必要な資機材の助成要望、公募提案方式の基準、ボランティア活動の育成や指導などに関する意見が示された。

《新たに取り組む事業（25件）》

- ① 豊かな森林づくりモデル事業（7件）
 - ・モデル事業の取り組み推進。
 - ・広葉樹の植栽。
 - ・マツ林の再生など。
- ② 森林づくり活動支援事業（18件）
 - ・活動に必要な資機材の助成要望。
 - ・公募提案方式の基準。
 - ・ボランティア活動の育成。
 - ・ボランティアの活用に関する要望・意見。
 - ・ボランティア活動の指導。
 - ・ボランティアの会議など。

(4) 見直し案以外への支援要望等

木材や竹の利用の促進、鳥獣被害対策、間伐事業の所有者負担の軽減、里山整備などに関する意見が示された。

《見直し案以外への支援要望等（26件）》

- ① 木材や竹の利用の促進（10件）
 - ・木材（間伐材）の利用促進。
 - ・竹林整備で発生する竹材の利用促進など。
- ② 鳥獣被害対策（4件）
 - ・鳥獣被害対策の取り組みなど。
- ③ 間伐事業の所有者負担の軽減（2件）
 - ・間伐事業の所有者負担の軽減など。
- ④ 里山整備（2件）
 - ・里山整備など。
- ⑤ その他（8件）
 - ・花粉症対策、広葉樹整備、路網整備など。

(5) その他の意見

事業執行、事業評価、5年先の動向などに関する意見が示された。

《その他の意見（27件）》

- ① 事業執行（11件）
 - ・事業実施に関する問い合わせ、事業地の決定方法、整備方法。
 - ・事業実施主体、事業執行の方法など。
- ② 事業評価（4件）
 - ・次期事業の事業評価の実施。
 - ・二酸化炭素の削減効果。
 - ・事業効果の考え方。
- ③ 5年先の動向（3件）
 - ・5年先の見直しの方法など。
- ④ 全国情報（2件）
 - ・全国の県民税事業の状況など。
- ⑤ その他（7件）
 - ・病害調査、民間活用など。

2 森林づくりシンポジウム

(1) 森林づくりシンポジウム会場での意見

発言者5人から5件の意見が示された。

《シンポジウム会場での意見（5件）》

- ① 現行事業の見直し（1件）
 - ・事業の対象となる森林。
- ② 新たに取り組むべき事業（3件）
 - ・ボランティア活動の支援内容。
 - ・「県民との協働による森林づくり」を進めるためには何が必要か。
 - ・県民に対して森林づくりへの参加要請。
- ③ その他（1件）
 - ・コーディネーターからみた県民税事業の評価。

(2) シンポジウム会場でのアンケート調査結果

アンケートを行った結果、以下のとおり395人から回答があった。

- ① 税制度を継続して森林の再生を進めることについて（95.7%の方が森林の再生が必要と回答）

区分	比率（人数）	摘要
必要だと思う	95.7%（378人）	
必要ではない	1.0%（4人）	
わからない	2.8%（11人）	
無回答	0.5%（2人）	

- ② 見直し案について（92.1%の方が、見直し案に賛成と回答）

区分	比率（人数）	摘要
賛成	65.3%（258人）	
どちらかといえば賛成	26.8%（106人）	
どちらかといえば反対	0.8%（3人）	
反対	0.8%（3人）	
わからない	2.3%（9人）	
無回答	4.1%（16人）	

（注）小数点以下第2位を四捨五入しているため、全項目の回答比率の合計が100%とならない。

3 パブリック・コメント

県民意見を募集した結果、8人の提出者から延べ14件の意見が寄せられた。

意見の内訳は、税制度に関するものが2件、現行事業の見直し案に関するものが1件、新たに取り組む事業に関するものが5件のほか、見直し案以外への支援要望等に関するものが3件、その他が3件となっている。

なお、税制度の継続についての反対意見が1件示された。

《意見の内容（8人、14件）》

- ① 税制度（2件）
 - ・整備してもシカ被害を受け、無駄な投資となるため税制度の継続には反対。
 - ・導入の際の議論のあり方についての質問。
- ② 現行事業の見直し（1件）
 - 周知啓発事業
 - ・県民への周知の徹底。
- ③ 新たに取り組む事業（5件）
 - 豊かな森林づくりモデル事業（1件）
 - ・事業実施後のフォローアップ。
 - 森林づくり活動支援事業（4件）
 - ・活動に必要な資機材の助成要望。
 - ・ボランティア団体の育成・支援など。
- ④ 見直し案以外の取り組み要望等（3件）
 - ・間伐材等の利用促進など。
- ⑤ その他（3件）
 - ・事業の公平な採択など。

やまぐち森林づくり県民税の見直し最終案

1 森林づくり県民税制度について

(1) 制度の継続について

税制度として継続。

(理由) ①県民アンケート等での調査の結果、制度の継続に賛成する者が8割を超え、市町からも本制度の継続による森林整備への要望が高いこと。②見直し案に対する意見聴取結果からも、見直し案への賛意が9割を超えたことから、税制度として継続する。

(2) 次期制度の実施期間について

5年間。

(理由) 現行制度の実施期間である5年間と同じ期間とすることに賛成する者が75歳と最も多く、また、本県と類似の制度を実施している他県においても、5年間の延長期間を採用している事例が多いことなどから、現行制度と同じ5年間とする。

(3) 税額について

現行制度を維持。

(理由) ①県民アンケート調査などの意見聴取結果でも現行税率に賛成する者が多い(個人で73歳、企業で67歳)こと、②現下の経済情勢での負担感の増加は県民の理解が得られにくいこと、③制度の見直しを行った県はすべて本県と同じ税額を採用していること、④後述の次期対策として提案している事業を進める上で、現行税額による税収で対応可能であることから、現行制度を維持する。

→税額など「税制度」については、表1を参照。

→5年間の税収見込みについては、表2を参照。

《表1；税制度の概要》

課税方式	県民税均等割額上乗せ方式（超過課税）																			
対象者	【個人】 県内にお住まいの方、県内に事務所・家屋敷等を持っている方 【法人】 県内に事務所、事業所を持っている法人等																			
税額	【個人】 年額:500円 【法人】 年額:1,000円～40,000円（県民税均等割額の5倍相当額）																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の金額</th> <th>現行均等割の税率</th> <th>5倍相当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>年額 800,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超～50億円以下</td> <td>年額 540,000円</td> <td>27,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超～10億円以下</td> <td>年額 130,000円</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超～1億円以下</td> <td>年額 50,000円</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>年額 20,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の金額	現行均等割の税率	5倍相当額	50億円超	年額 800,000円	40,000円	10億円超～50億円以下	年額 540,000円	27,000円	1億円超～10億円以下	年額 130,000円	6,500円	1千万円超～1億円以下	年額 50,000円	2,500円	1千万円以下	年額 20,000円	1,000円	
資本金等の金額	現行均等割の税率	5倍相当額																		
50億円超	年額 800,000円	40,000円																		
10億円超～50億円以下	年額 540,000円	27,000円																		
1億円超～10億円以下	年額 130,000円	6,500円																		
1千万円超～1億円以下	年額 50,000円	2,500円																		
1千万円以下	年額 20,000円	1,000円																		
納税方法	<p>県民税均等割に上乗せして納めていただきます。</p> <p>(個人) (法人)</p> <table border="1"> <tr> <td>給与所得者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 雇用主が給与から税を天引きします。 雇用主はとりまとめた税を市町に納入します。 市町はとりまとめた税を県に払い込みます。 </td> </tr> <tr> <td>個人事業者等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市町から送付される納税通知書によって納税します。 市町はとりまとめた税を県に払い込みます。 </td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 県民税の申告納付の際に、均等割額に上乗せして納めます。 </td> </tr> </table>		給与所得者	<ul style="list-style-type: none"> 雇用主が給与から税を天引きします。 雇用主はとりまとめた税を市町に納入します。 市町はとりまとめた税を県に払い込みます。 	個人事業者等	<ul style="list-style-type: none"> 市町から送付される納税通知書によって納税します。 市町はとりまとめた税を県に払い込みます。 	法人	<ul style="list-style-type: none"> 県民税の申告納付の際に、均等割額に上乗せして納めます。 												
給与所得者	<ul style="list-style-type: none"> 雇用主が給与から税を天引きします。 雇用主はとりまとめた税を市町に納入します。 市町はとりまとめた税を県に払い込みます。 																			
個人事業者等	<ul style="list-style-type: none"> 市町から送付される納税通知書によって納税します。 市町はとりまとめた税を県に払い込みます。 																			
法人	<ul style="list-style-type: none"> 県民税の申告納付の際に、均等割額に上乗せして納めます。 																			
実施期間	平成22年度から平成26年度まで（5年間）																			

《表2；現行課税方式による次期5年間の税収見込み》

（単位：百万円）

区分	次期5年間の税収見込額（事業費充当額）						H17～21までの 税収見込額 （事業費充当額）
	H22	H23	H24	H25	H26	計	
税収見込額	410	406	402	398	394	2,010	2,051 (2,006)

（注1）税収見込額は、税制改正が行われず、県民税の税率も変わらないものとして試算。

（注2）平成20年度の税収実績から、毎年度1%ずつ税収が落ち込むものとして試算。

（注3）次期5年間は市町の徴収取扱費がないため、税収額は全額事業費に充当可能。

2 現行事業の見直しについて

(1) ハード事業

① 中核とする事業

県民に特別の負担を求める本制度については、税導入の目的である荒廃森林の再生に直接的な効果があるハード事業を中核とすることが適当であり、また、見直し案に対する意見聴取結果からも、荒廃した人工林の再生や繁茂竹林の整備推進の要望が多い。

このため、次期事業においても「公益森林整備事業」と「竹繁茂防止緊急対策事業」を実施事業の中核とする。

② 縮小する事業

「魚つき保安林等海岸林整備事業」は、県民や市町からの要望を踏まえ、残された対象箇所を想定して縮小する。

③ 廃止する事業

ミニ森林公園の整備を行う「やすらぎの森整備事業」は、事業計画を達成したことにより廃止する。

(2) ソフト事業

見直し案に関する意見聴取結果からも、森林の大切さや整備の必要性、これを支える森林づくり県民税の取り組みなどについて、さらなる周知啓発活動の実施が求められている。

このため、次期対策においては、周知率の向上につながるよう周知啓発手法の詳細な検討を行った上で、周知啓発活動を実施する。

なお、各事業の見直しの理由及び見直し内容などの詳細は、次表3のとおり。

《表3；現行事業の見直し理由、見直し内容など》

事業区分		見直しの理由、見直し内容等	第1期 整備目標 (事業実績)	第2期 整備目標
ハード 事業	公益森林 整備事業	①荒廃した人工林の再生に対する理解が高く、直接的な森林整備効果大きい。 ②奥山や水源地域などで、整備を急がれる対象森林は3,000㍍程度と推計される。 (現行事業の残存分25百㍍とその後拡大した未整備森林5百㍍)次期対策における事業実施の困難性(奥山、境界や地権者の確定等)を見込み整備必要面積の3分の2程度を整備目標とする。 ③事業の困難性を勘案して、事業単価を精査する。	2,500㍍ (2,524㍍)	2,000㍍
	竹繁茂防止 緊急対策事業	①身近な生活圏に接する繁茂竹林については、整備に対する評価も高く、県民、市町からの事業拡大要望が強い。 ②竹林面積は拡大傾向にあり、整備量の拡大が急務。 ③次期対策においては、竹繁茂対策を重点的に実施することとし、整備量を現行計画から倍増し、600㍍に拡大して実施。	300㍍ (438㍍)	600㍍
	やすらぎの 森整備事業	①県民が身近な場所で森林とふれあい、森林の持つ多面的な機能を理解する場づくりとしてのミニ森林公園の整備等を実施。 ②当初計画15箇所を県内の8圏域に整備し、県民の利用促進が図られるなど一定の成果があることや管理主体となる市町からの継続要望も少ないことから事業を廃止。	15箇所 (15箇所)	廃止
	魚つき保安 林等海岸林 整備事業	国庫補助制度の対象とならない「魚つき保安林」等の海岸林を対象とした事業であるが、管理主体となる市町からの要望を踏まえ、残された対象箇所を想定し、事業量を2分の1に縮減して実施。	10㍍ (10㍍)	5㍍
	ソフト 事業	県民との協働による百年の森づくり推進事業 税制度の周知率は30㍍程度であり、次期対策の事業内容の周知や森林づくりの必要性の周知など、周知啓発手法の検討も行いながら周知啓発活動を実施。	—	—

3 新たに取り組む事業について

新たに取り組む事業について、様々なご意見やご提言をいただいた。

いただいたご意見については、①県民に特別のご負担をいただく税を財源として実施する事業の特性から、実施する事業は個人財産の形成につながらないもので公益性が高いものが適当であること、②通常の一般財源で実施している事業と重ならないものが適当であることなどの観点から整理を行った。

この結果、新たに追加すべき事業はなかったこと。また、見直し案で示した「豊かな森林づくりモデル事業」へは事業の推進について、「森林づくり活動支援事業」では支援の要望に関する意見が示され、追加すべき項目もなかったことから、表4のと通りの事業内容等とする。

《表4；新たに取り組む事業》

事業区分		理由及び事業内容等
ハード 事業	豊かな 森林づくり モデル事業	<p>全国に先駆けて実施している公益森林整備事業などの取り組みを確実にするために、事業実施箇所等におけるフォローアップを行うとともに、本県の森林の特性等を踏まえた豊かな森林づくりを進めるための先進的な事業などを実施して、これからの森林づくりに必要な新たな提案等を行う。</p> <p>(モデル事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既事業地での広葉樹の植栽 ・ 耕作放棄地での竹繁茂対策 ・ 荒廃した海岸林の緑化 ・ 荒廃したアカマツ林の再生 ・ 自然公園等の植栽
ソフト 事業	森林づくり 活動支援事業	<p>現行制度の実施により、県民の森林づくりへの理解は高まっているが、森林づくり活動への参画を促進し、森林づくりへの理解をさらに高めるために、県民や企業などによる森林づくりへの活動を支援する。</p> <p>(支援事業と方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 森林ボランティア活動に必要な資機材の提供など ② 公募提案方式により選定

4 次期事業内容と事業量について

見直し最終案として、次期（平成22年度から26年度）において実施すべき事業の構成及び整備目標量は表5のとおりとする。

《表5；次期の事業構成及び整備目標》

事業区分		事業内容	整備目標
ハード 事業	公益森林 整備事業	林道等から3百㍍以上離れた奥山や水源地域などの荒廃したスギやヒノキの人工林を対象に強度間伐(本数率；40%以上)を実施し、針葉樹・広葉樹の混じり合った混交林へ誘導。	2,000㍍
	竹繁茂防止 緊急対策事業	水源地や公共施設、住宅地の周辺などにおける繁茂竹林を対象に、繁茂した竹の全伐と再生竹の除去を行い、豊かな森林への回復を誘導。	600㍍
	魚つき保安林等 海岸林整備事業	松くい虫や台風被害などにより荒廃した海岸林の整備。	5㍍
	《新規》 豊かな森林づくり モデル事業	豊かな森林づくりを進めるモデル事業の中で、次のような取り組みの検討を行う。 (モデル事業) ・既事業地での広葉樹の植栽 ・耕作放棄地での竹繁茂対策 ・荒廃した海岸林の緑化 ・荒廃したアカマツ林の再生 ・自然公園等の植栽 (→14ページ参照)	—
ソフト 事業	《新規》 森林づくり活動 支援事業	森林ボランティア活動に必要な資機材の提供など(提案方式により選定)。 (→15ページ参照)	—
	県民との協働による 百年の森づくり 推進事業	森林づくりフェスタなどの周知啓発事業の実施。	—

豊かな森林づくりモデル事業（案）

1 公益森林整備事業、竹繁茂防止緊急対策事業地における森林の機能回復

事業内容	公益森林整備事業地における広葉樹植栽
	竹繁茂防止緊急対策事業地における広葉樹植栽
事業対象地	① 地形、地質、土壌条件等で広葉樹の植栽が必要な箇所 ② 周辺森林に広葉樹林がないため植栽が必要な箇所 など



フォローアップ

機能回復に向けた検討内容	① 地域条件にあった樹種の選定 ② 地形条件等にあった植栽方法 ③ 植栽後の追跡調査 など	●公益森林整備事業 全体計画；25％ （植栽が必要な面積約50％の1/2程度） ●竹繁茂防止緊急対策事業 全体計画；8％ （植栽が必要な面積約17％の1/2程度）
--------------	---	--

2 山口県の地域特性を踏まえた課題への対応

本県の独自課題	対応方針
耕作放棄地における竹繁茂対策の検討 ① 竹が繁茂し拡大の発生源となっている箇所 ② 竹が繁茂し景観を著しく損なっている箇所 など	① 竹繁茂防止緊急対策事業と同様の全伐事業の実施 ② 広葉樹への自然回復状況の観察 など
海岸地域における緑化手法の検討 ① 樹木がないなど無立木地化している箇所 ② 風害や潮害などの被害を受けている箇所 など	① 塩害等に強い樹種の選定 ② 海岸地域にあった植栽方法 ③ 植栽後の追跡調査 など
荒廃したアカマツ林の回復・再生の検討 ① 土壌条件が悪い林地等において荒廃している箇所 ② 林地崩壊防止等の機能が低下している箇所 ③ 景観保全上整備が必要とされる箇所 など	① 林木の成長が悪い土壌条件に対応した樹種の選定 ② 抵抗性アカマツの植栽方法 ③ 植栽後の追跡調査 など
身近な森と緑を提供する自然公園の再生の検討 ① 羅漢山県立自然公園 ② 長門峡県立自然公園（先駆的に実施）	① 花木園としての樹種の選定 ② 無立木地等での自然林の再生方法 ③ 森林環境保全に配慮した森林づくり
市や町からの提案 ① 市や町から提案のあったもので推進協議会が適当と認めたもの。	① 推進協議会で協議

森林づくり活動支援事業（案）

県民の森林づくりへの参画を促進する団体や企業などの活動支援

1 対象者	森林整備を行う県内のボランティア団体、NPO、自治会、企業等 （同一団体の事業採択は、原則1回までとする）
2 支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 森林整備活動を行うための資機材の購入に対する支援 ② 地域が取り組む植樹活動を行うための苗木等の資材購入に対する支援 ③ 新規加入者への研修に係る経費に対する支援 ④ ボランティア団体などから提案があったもので、森林づくり推進協議会において適当と認めたもの。 <p style="text-align: right;">など</p>
3 対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ① チェーンソー、草刈機、ヘルメット、鋸、鉋、鎌等の購入費 ② 苗木等の資材費 ③ 機材等の借上料 <p style="text-align: right;">など</p>
4 選定方法	公募提案方式とし、森林づくり推進協議会で審査、決定。
5 助成額の限度	1団体あたり助成上限額500千円。年間10団体程度を想定。

やまぐち森林づくりフェスタの実施（案）

やまぐち森林づくりフェスタは、これまで、やまぐち森林づくりの日（10月最終週の日曜日）に開催してきたが、次期制度の開始年度となる平成22年度は、開催時期を春季に移行し、山口市で開催する。

1 開催方法

- (1) 開催時期；平成22年5月9日（日曜日）
- (2) 開催地；山口市阿知須山口きらら博記念公園
- (3) 主催者；県と山口市の共催方式
- (4) 目標人数；3,000人

（平成17年度実績； 2,500人、18年度実績；3,000人、19年度実績；4,000人
平成20年度実績；12,000人、21年度実績；9,000人）

2 春季に変更する理由

- (1) 森林づくり県民税の周知啓発

平成22年度は次期制度初年度となることから、早期に集中的に周知活動を進めることが必要であり、中核的な周知啓発行事であるフェスタを早期に開催することが効果的であること。

- (2) 緑化推進月間（3月1日～5月14日）との整合を図れること。
- (3) 全国植樹祭のプレイベントとしての開催

山口県では平成24年の春に山口市阿知須「きらら浜北エリア」で全国植樹祭を開催する予定である。森林づくりフェスタを全国植樹祭のプレイベントとして位置づけ、植樹祭の開催時期に合わせることで、周知活動に相乗効果が期待できること。

※参考；全国植樹祭の概要

- 1 開催趣旨；豊かな国土の基盤である森林・緑に対する国民的理解を深めるため、毎年春季に、(社)国土緑化推進機構と開催地都道府県の共催により行う国土緑化運動の中心的行事
昭和25年に山梨県で第1回が開催され、以降各都道府県持ち回りで開催され、平成6年以降2巡目の開催
- 2 開催時期；毎年春季（4月～6月）の日曜日（1日間）
- 3 行事内容
 - (1) 式典；天皇皇后両陛下のお手植え・お手播き、表彰行事、大会宣言等
 - (2) 植樹；式典参加者1人1本以上植栽
 - (3) 関連行事；展示・催事（郷土芸能、県産品物販など）、全国後継者大会
- 4 主な出席者；天皇皇后両陛下、衆議院議長（大会会長）、農林水産大臣、文部科学大臣、環境大臣、開催地選出国會議員、林野庁長官、知事、時期開催県知事など
- 5 その他；山口県は2回目。前回は昭和31年に防府市矢筈山で開催（参加者4,000人）

※現況図

